

名義承継の資格・必要な書類

■UR住宅・公社住宅入居者の方

承継事由	承継資格者	居住期間	必要とする資格	必要とする書類
死亡	配偶者	名義人死亡時において当該住宅に居住していること	以下の資格を具備する者 ①日本国籍を有する者又は別に定める資格を有する外国人であること ②承継希望者および同居親族全員が、賃貸住宅の存する団地において円満な共同生活を営むことができる者であること ③賃借人が暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律77号)第2条第6号に規定する暴力団員ではないこと	1名義承継承諾申請書 2名義承継に関する念書 3戸籍謄本 新旧名義人の親族関係を証明できる書類 4住民票 承継後もお住まいになる方全員分(続柄の記載があるもの) 外国人の方の場合は登録原票記載事項証明書等 5収入証明書 承継希望者の昨年の源徴収票原本および市町村発行の所得証明書(同居親族と合算するときは当該親族のもの) 6印鑑証明書 承継希望者のもの ※書類には実印で押印していただきます 7入居者名簿 8契約書 入居当初に契約したもののお客様控 9車検証の写し 承継希望者または同居親族の名義であること 10その他必要とする書類等 実印 身分証明書(写真付き、公的のもの)
	3親等内の親族			
	3親等超の親族	入居開始可能日から名義人死亡時まで継続して居住していること。		
離婚 離縁	配偶者	名義人退去時において当該住宅に居住していること	上段①②③の資格に加え、入居基準月収額(月額家賃の4倍の額)以上の毎月の平均月収のある者又は家賃の100倍の額以上の貯蓄のある者であること	【離婚・転居の場合】 現名義人の転居先住民票または除票 【扶養の場合】 扶養関係を証明する書類(社会保険証の写し等) 【死亡・離婚以外の場合】 家賃の4倍以上の平均月収等のある方
	3親等内の親族	名義人の退去時まで継続して1年以上居住していること		
	3親等超の親族	入居開始可能日から名義人退去時まで継続して1年以上居住していること		
死亡 離婚 離縁 以外	配偶者	入居開始可能日から名義人退去時まで継続して1年以上居住していること 又は名義人退去時まで継続して3年以上居住していること	上段①②③の資格に加え、入居基準月収額(月額家賃の4倍の額)以上の毎月の平均月収のある者又は家賃の100倍の額以上の貯蓄のある者であること	【離婚・転居の場合】 現名義人の転居先住民票または除票 【扶養の場合】 扶養関係を証明する書類(社会保険証の写し等) 【死亡・離婚以外の場合】 家賃の4倍以上の平均月収等のある方
3親等内の親族	名義人の退去時まで継続して3年以上居住していること			
3親等超の親族	入居開始可能日から名義人退去日まで当該住宅に継続して1年以上居住していること			
扶養	同居の直系親族又は3親等以内の親族若しくは扶養のため同居しようとする直系親族又は3親等以内の親族			

■公社住宅入居者の方

連帯保証人申告書 (課税所得者に限る)	連帯保証人の印鑑証明書1通 連帯保証人の昨年の源泉徴収票原本および市町村発行の所得証明書 連帯保証人の住民票(本籍記載のあるもの)
※連帯保証人が変わらない場合でも、名義人が変わるにより、改めてご提出いただきます。	

※家賃等を一時払われている方(UR住宅のみ)

家賃等の一時払いに関する契約の承継についての願出書	お預かりしている家賃等を引き続き承継する書類
家賃等の一時払いに関する契約の承継についての同意書	相続人全員の同意が必要です(実印押印)